

令和7年第4回定例会議決結果

番号	議案名	結果
議案第49号	令和7年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第50号	令和7年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第51号	令和7年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第52号	令和7年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第53号	令和7年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第54号	令和7年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第55号	鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第56号	鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及び鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第58号	鹿嶋市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第59号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第60号	鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	新たに生じた土地の確認について	原案可決
議案第63号	字の区域の変更について	原案可決
議案第64号	鹿嶋市特別養護老人ホームウェルポート鹿嶋の郷外1施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第65号	鹿嶋市老人福祉センター外1施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第66号	鹿嶋勤労文化会館外1施設の指定管理者の指定について	原案可決
報告第4号	専決処分について（令和7年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号））	原案承認
令和7年請願第4号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書	採択
令和7年請願第5号	鹿嶋市地域福祉推進委員制度の存続を求める請願書	趣旨採択
意見書第3号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書	原案可決
令和7年陳情第5号	地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の	採択

	要望	
--	----	--

【議案説明】

議案第49号 令和7年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億8,180万円を追加し、総額257億751万4,000円となりました。

歳入の主なものとして、地方交付税の増1億2,837万8,000円、児童福祉費負担金、生活保護費負担金などによる国庫支出金の増3億1,674万5,000円、前年度繰越金の増1億2,551万9,000円、道路橋りょう債などによる市債の増6,270万円などを見込みました。

歳出の主なものとして、自立支援給付事業の増9,285万6,000円、教育・保育施設入所支援事業の増2億8,296万8,000円、生活保護扶助経費の増1億489万9,000円、道路維持補修費の増4,000万円、排水路整備事業の増5,500万円などを計上しました。

2 繰越明許費について

繰越明許費は、大規模都市公園管理費を設定しました。

3 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、預金等調査照会システム（pipitLINQ）利用料、コンビニ収納手数料・システム利用料、老人福祉センター指定管理料、令和8年度貸付開始分看護師修学資金貸付金、道路維持補修費、どきどきセンター指定管理料、鹿嶋勤労文化会館指定管理料について新たに設定しました。

4 地方債の補正について

市債は、自動車運行管理事業などについて限度額及び利率を変更し、ト伝の郷運動公園多目的球技場整備事業、不燃ごみ処理施設整備事業を追加しました。

議案第50号 令和7年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ425万8,000円を追加し、総額64億5,504万2,000円となりました。

歳入として、繰越金425万8,000円を見込みました。

歳出として、諸支出金 425 万 8,000 円を計上しました。

議案第 5 1 号 令和 7 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 818 万 7,000 円を追加し、総額 54 億 944 万 4,000 円となりました。

歳入として、繰越金 818 万 7,000 円を見込みました。

歳出として、総務費 90 万 5,000 円、保険給付費 450 万 4,000 円、地域支援事業費 35 万 8,000 円、諸支出金 242 万円を計上しました。

議案第 5 2 号 令和 7 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 収益的支出の補正について

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 196 万 1,000 円を追加し、総額 18 億 565 万 3,000 円となりました。

2 企業債の補正について

企業債は、配水施設整備事業及び老朽管更新事業について利率を変更しました。

議案第 5 3 号 令和 7 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

1 収益的支出の補正について

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 439 万 8,000 円を追加し、総額 16 億 3,288 万円となりました。

2 資本的収入及び支出の補正について

資本的収入は、既定の収入予算総額に、企業債 1,000 万円を追加し、総額 5 億 1,271 万 5,000 円となりました。

資本的支出は、既定の支出予算総額に、建設改良費 1,063 万 5,000 円、補助金返還金 319 万 6,000 円をそれぞれ追加し、総額 9 億 1,485 万 2,000 円となりました。

3 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、受益者負担金システムデータ作成業務委託について新たに設定しました。

4 企業債の補正について

企業債は、公共下水道整備事業について限度額及び利率を変更しました。

議案第54号 令和7年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

1 収益的支出の補正について

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 71万1,000円を追加し、総額1億1,057万3,000円となりました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、車両購入費について新たに設定しました。

議案第55号 鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステムの標準化に伴い、税務に関する証明書の様式が変更となることから、手数料を規定する別表の一部を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第56号 鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及び鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の改正により、国政選挙における選挙運動用ポスター等の作成に要する費用の公費負担の限度額が最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことに準じ、鹿嶋市議会議員及び鹿嶋市長の選挙における同費用の公費負担についても限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

議案第57号 鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採

用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて給料及び賞与の引上げ等を行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第 58 号 鹿嶋市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第 59 号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員に準じて市長等の期末手当の引上げを行うため、また、国の基準に合わせて選挙に係る非常勤特別職の職員の報酬額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 60 号 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常勤職員の給与改定に準じた会計年度任用職員の給料の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 61 号 鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 10 月の茨城県人事委員会勧告に基づき県費負担教職員に適用される職員の給与に関する条例の一部が改正されることに伴い、これに準じて市費負担教職員の給料表を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 62 号 新たに生じた土地の確認について

鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業により、埠頭用地の一部の埋立てが竣工したことから、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第63号 字の区域の変更について

鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業により新たに生じた土地について、隣接する大字平井字灘の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第64号 鹿嶋市特別養護老人ホームウェルポート鹿嶋の郷外1施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市特別養護老人ホームウェルポート鹿嶋の郷及び鹿嶋市デイサービスセンター ウェルポート鹿嶋の郷の指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

議案第65号 鹿嶋市老人福祉センター外1施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市老人福祉センター及び鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するものです。

議案第66号 鹿嶋勤労文化会館外1施設の指定管理者の指定について

高正U&Iセンターホール（鹿嶋勤労文化会館）及び鹿嶋市どきどきセンターの指定管理者として、公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団を指定するものです。

報告第4号 専決処分について（令和7年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号））

受益者負担金システム賃貸借について既定の債務負担行為の期間を変更し、W P P P導入可能性調査業務について新たに債務負担行為を設定した補正予算について、令和7年10月9日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

令和7年請願第4号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

[請願主旨]

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水、産生減少などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、恶心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害など数えきれない症状がおこります。発症の原因としては交通事故、転倒（しりもち）、頸椎スラスト、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性がありますが、この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検?（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要です、ですが、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。ですが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため通院のための長時間の移動は非常に厳しく辛いのです。

その上、この病気の大変なところは長期間において症状が続き、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回する事が一般的です。しかし、県内では保険適応で長期において病態などを総合的にきちんと経過観察出来る医療施設が無いのが現状です。脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いるといわれ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療法の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。難治性の患者だけでなく患者家族も限界です、早急に対応してください。令和7年9月時点で39市町村に請願にて提出済み、常総市議会のみが「趣旨採択」ではありますが、その他の38市町村では大変ありがたいことに全会一致で採択され意見書が議会から

「国・県」へ提出されました。以上の観点から、下記事項を請願いたします。

[請願事項]

- 1 厚労省には国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし治療体制を整えること。
- 2 難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。
- 3 上記の事を踏まえて、茨城県内に脳脊髄液漏出症患者が施設基準の整った環境で安心して治療が出来る拠点となる病院を一か所確保する事を要望する旨の意見書を国へ提出すること。

令和7年請願第5号 鹿嶋市地域福祉推進委員制度の存続を求める請願書

[請願主旨]

一、趣旨

私たちは、この制度の廃止方針に強い不安と疑問を抱いています。

地域福祉推進委員は、単なる訪問員ではなく、日々の暮らしの中で「小さな変化」に気づき、見守り・相談・つなぎ役として、地域福祉の最前線で活動してこられました。特に高齢者や障がいのある方、ひとり暮らし世帯にとって、推進委員の存在そのものが「安心」や「心の支え」となっています。

令和8年3月での制度廃止と、令和8年4月からの有資格者4名体制への移行は、私たちの生活や地域の支援体制を大きく揺るがすものです。よって、私たちは現行の地域福祉推進委員制度を存続し、地域の実情に即した再検討を求めます。

二、現状と課題

鹿嶋市では、現在21名中18名の推進委員が各地区に配置され、見守りや相談活動を行っています。

推進委員は、行政の窓口に行けない高齢者の話を聞いたり、包括支援センターやケアマネジャーへの橋渡しを行ったり、時には緊急対応にもあたっています。

この制度は「制度のための制度」ではなく、「人と人とのつながり」で成り立つ地域福祉の要です。

しかし、市が示した新体制では、有資格者4名による運用で、市内約1,815人の対象者をカバーする計画とされています。

一人あたり約450人の支援が想定されており、現場の実態を踏まえると、到底対応しきれる体制ではありません。

また、新制度では訪問対象者を絞り込み、専門職中心の運営が想定されていますが、私たちのような「制度の狭間」にある人々——介護保険を利用していない一人暮らし

高齢者や、軽度の障がい者など——が支援からこぼれ落ちる危険があります。

三、地域福祉の崩壊を防ぐために

私たちは、推進委員の皆さんが単なる「支援員」ではなく、地域社会の潤滑油であることを知っています。

防災訓練や地域行事やお助け隊の活動など、地域のあらゆる場に顔を出し、声をかけ、気にかけてくださる存在です。

制度が廃止されれば、これらの活動が滞り、地域のつながりは急速に失われます。さらに、民生委員の退任が相次ぎ、後任が決まらない地区も複数ある中で、推進委員までいなくなれば、地域で孤立する高齢者や困窮家庭が増えることは明らかです。

私たちは行政の「効率化」よりも、「顔の見える支援」を望んでいます。

数字や資格だけでは、人の生活の細やかな部分までは支えられません。

四、求ること

1. 地域福祉推進委員制度の廃止をいったん凍結し、利用者・推進委員・行政が協議する場を設けること。
2. 現行制度の実績を検証し、地域で必要とされている支援の範囲を再確認すること。
3. 新体制における支援対象や運営方法を、市民にわかりやすく説明すること。
4. 地域ごとの特性や高齢化率に応じた柔軟な支援体制を確立すること。
5. 推進委員の経験や人脈を活かし、新制度へ円滑に移行できるよう雇用継続・再任用を検討すること。

五、結び

地域福祉推進委員制度は、私たちの暮らしに最も近い福祉制度です。

制度があることで、私たちは「ひとりではない」と感じることができました。

推進委員の方が玄関をノックしてくださるその音が、私たちにとって安心の合図でした。

どうか、現場の声と利用者の実情を無視したまま制度を廃止しないでください。市民の命と安心を守る制度として、もう一度、丁寧な議論と再検討を求めます。

意見書第3号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善に関する意見書

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、または脱水などにより髄液量が減少することで発症します。主な症状として、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、抑うつ、全身倦怠感、ふらつき、

高次脳機能障害などが挙げられます。原因は交通事故や転倒、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水など多岐にわたるとされています。

また、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴える不登校の児童生徒や、起立性調節障害と診断され治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が背景にある可能性があります。しかし、本疾患は通常の検査では診断が困難であり、専門医による放射性同位元素検査が必要なため、発見が非常に難しいのが現状です。

さらに、茨城県内には今まで本疾患の専門医が在籍した医療機関がなく、患者は県外の遠方まで長時間移動して通院せざるを得ません。症状は起立位や座位で悪化するため、通院自体が大きな負担となっています。加えて完治が難しく、長期的なケアが必要であり、唯一の治療法であるブラッドパッチ療法も複数回行なうことが一般的です。難治性患者の救済に向け、治療研究の推進と難病指定を強く望みます。

よって、国及び茨城県に対し、「厚労省には国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし治療体制を整えること。」、「難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。」、「茨城県内に脳脊髄液漏出症患者が施設基準の整った環境で安心して治療が出来る拠点となる病院を一か所確保すること。」を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年陳情第5号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者により一層の活躍が期待される中、シルバーハンモック人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。特に、最近の調査では、後期高齢期におけるセンターでの活動継続が、介護予防に一定の効果を与えることが示されたところです。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、希望する者が働き続けられる社会の実現に向けた環境整備が進み、センターの会員も年々高齢化が進展していることに加え、社会経済情勢の変化によりセンターの事業環境も厳しくなってきていますが、そのような中、従来の伝統的な職種に留まらず、新たな職域への進出、人手不足分野等での就業機会の開拓など、地域の課題を踏まえた積極的な取組の強化にも果敢に取り組んでいます。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、新たな決意の下、本年度からは、センターの持続的な発展の要となる会員の拡大に向け「新たな仲間づくり計画」に基づき、女性会員の拡大や新規入会促進・退会抑制等の取組をより強力に推進してまいります。こうしたセンターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、

SDGs(持続可能な開発目標)と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、会員の安全就業の確保を確実に履行し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業

②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃、遊休農地・休耕田を活用した農場運営など、地域への貢献度が高く、課題解決に資する事業

③デジタル関連やホワイトカラー系職種の事業

④人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業等を重点に取り組むとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センター業務の効率化に資するデジタル化をより一層進めるなど、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の活躍の場としての役割を果たしてまいる決意です。

つきましては、令和八年度のシルバー人材センター事業の推進のため、センターに対する、より一層のご理解・ご支援を要望いたします。

特に、鹿嶋市におかれましては、厳しい財政事情の中と存じますが、国の補助金と同額以上の補助金の確保、センターへの事業発注、さらに現在移行に向けて取り組んでいる新たな契約方法への対応など、センターの安定的な運営が可能となる各支援について強く要望いたします。